



## 新宿区ひとり親世帯支援 特別給付金のご案内

### 1. 支給対象者

以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 新宿区から令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給している方（既に支給済の方で令和4年10月17日以前に転出している方等は除く）
- ② 他の区市町村等から令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を受給し、申請日時点で区内在住の方
- ③ 令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給し、申請日時点で区内在住であり、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給要件に該当することとなった方

### 2. 支給額

児童1人当たり一律 **50,000円**

### 3. 支給手続き

- ▶ 支給対象者①は申請不要です。支給対象者②③は申請が必要（申請期限は令和5年2月28日(火)必着）です。
- ▶ 申請が必要な方は申請書（育成支援係窓口にて配布しています。また、区ホームページでもダウンロードできます。）に振込先口座などを記入して、必要書類（区ホームページに一例が載っています）とともに育成支援係窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の要件に該当する方に対して、申請内容を審査して指定口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください。

# Q&A

Q1.そもそも子育て世帯生活支援特別給付金とはどのような給付金ですか？

A1.新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で食費等の物価高騰等に直面する低所得のひとり親世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うために実施することが令和4年4月28日に政府により閣議決定され、新宿区では6月から支給が開始された特別給付金(児童1人当たり50,000円)です。対象は下記のとおりです。

## 【ひとり親世帯分】

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

区ホームページ  
(ひとり親世帯分)



## 【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】

- ①令和4年4月分以降の児童手当・特別児童扶養手当を受給し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
- ②平成16年4月2日(障害児の場合平成14年4月2日)～令和5年2月28日に出生した子の養育者で、下記のいずれかに該当する方
  - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
  - ・新型コロナの影響等で家計が急変し、収入が令和4年度分の住民税均等割が非課税の方と同じ水準になっている方

区ホームページ  
(ひとり親世帯以外の  
低所得の子育て世帯分)



Q2.新宿区ひとり親世帯支援特別給付金はいつの児童数に応じて支給されますか？

A2.令和4年10月17日を基準日としています。基準日時点で監護・養育している児童の数に応じて給付金が支給されます。施設に入所している児童等は対象となりません。

## お問い合わせ先

新宿区子ども家庭部子ども家庭課育成支援係

新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎2階16番窓口

TEL 03-5273-4558

FAX 03-3209-1145

※ひとり親相談も当係で承っております。

その他詳細は二次元コード  
より区ホームページを  
ご確認ください。



新宿区ひとり親世帯支援特別給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、新宿区や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。